

改正

令和元年6月14日議会規程第1号

留萌市議会「市民と議会の意見交換会」実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、留萌市議会基本条例に基づき「市民にわかりやすく・開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」及び「市民への説明責任を果たす」を実現するために実施する「市民と議会の意見交換会」（以下「交換会」といいます。）について必要な事項を定めるものです。

(開催時期等)

第2条 交換会は、年に1回以上開催するものとし、その実施時期は、議会広報広聴常任委員会で決定します。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、議会広報広聴常任委員会に諮り、交換会を開催することができます。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条の規定による開催の申込みがあったとき。
- (3) その他議長が開催の必要があると認めたとき。

(市民からの開催の申込)

第3条 交換会は、市内で事業活動その他の活動を行う団体及びおおむね5人以上の市民グループ（以下「団体等」といいます。）から議長に開催の申込みがあった場合において、必要と認めるときに開催することができます。

2 交換会の開催を希望する団体等は、開催希望日の1月前までに交換会開催申込書（別記様式第1号）を議長に提出するものとします。

3 議長は、前項の申込みがあったときは、議会広報広聴常任委員会に諮り、その内容を審査し、交換会の開催を決定したときは、交換会開催通知書（別記様式第2号）により申込団体に通知します。

(内容)

第4条 交換会の内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとし、意見の交換については、議会広報広聴常任委員会でテーマを決めて行うものとします。ただし、団体等からの申込みにより開催する場合その他議会広報広聴常任委員会が認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 予算その他に関する議会報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) その他議会広報広聴常任委員会が必要と認める事項

(班の構成等)

第5条 議会広報広聴常任委員会は、交換会の実施に当たり、常任委員会ごとに2人から3人までの各常任委員で1つの班を構成し、3班を編成するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、交換会の内容によっては、議会広報広聴常任委員会において任意に班の構成を定めることができます。

3 議長は、班の構成員にならないものとします。

4 班は、構成員の互選により代表者を選出するとともに、次条に定めるそれぞれの役割分担について協議し、決定するものとします。

5 班の代表者は、前項の協議で決定した役割分担を議会広報広聴常任委員長に報告しなければなりません。

(役割分担)

第6条 交換会における役割分担は、司会者、報告者、テーマ説明者及び記録者とします。

2 交換会における答弁については、全員で担当することを基本とします。

(会場等)

第7条 第2条第1項の規定により開催する交換会の会場については、原則、市内を6地区に分け、コミュニティセンターで実施します。

2 第2条第2項の規定により開催する交換会の会場等については、議会広報広聴常任委員会が市民の参加しやすい場所及び時間帯に配慮し、決定するものとします。

(市民への周知)

第8条 交換会(団体等からの申込みにより開催する場合を除く。)については、市民への周知を図るため、開催日時及び会場を「市の広報誌」、「お知らせ掲示板」、「議会報」、「議会ホームページ」などを活用して掲載します。

(記録)

第9条 交換会の記録は、記録者において要点を整理して作成します。

(次第)

第10条 交換会は、1時間30分程度とし、次第はおおむね次のとおりとします。

- (1) 開会挨拶 団体等の代表者及び班の代表者
- (2) 出席者紹介 自己紹介
- (3) 議会からの報告 報告者
- (4) 質疑応答 司会者が指名
- (5) テーマの趣旨説明 団体等の代表者若しくはテーマ説明者
- (6) 意見交換・提言等 司会者が指名
- (7) 閉会挨拶 団体等の代表者及び班の代表者

(資料)

第11条 団体等から交換会開催の申込みがあった場合、該当する委員会は、団体等から提出された申込書に基づき報告内容を協議するものとします。

2 交換会での配布資料は、該当する委員会が作成するものとします。

(議員の発言)

第12条 交換会において議員は、個人や会派の信念、姿勢等に基づいたものではなく、議会としての総意を述べることを原則とします。

(実施報告及び方針の決定)

第13条 班の代表者は、交換会終了後、文書による報告書を議長に提出しなければなりません。

2 議長は、議会広報広聴常任委員会に諮り、前項の報告のうち意見交換に関わる内容を次の各号に掲げるとおり分類し、方針の決定を行うものとします。

- (1) 市長等に提言、要望等を行うべきもの
- (2) 議会内で検討を行うべきもの
- (3) その他

3 前項各号に分類されたものは、更に常任委員会などで検討を行うよう方針を決定することができます。

4 議長は、市長等に提言、要望等を行ったものについては、その対応の結果について市長等から回答を求めることとします。

(公表)

第14条 議長は、前条第2項の対応方針やその結果を「議会ホームページ」や「議会報」などの多様な方法で公表しなければなりません。

(政策への反映)

第15条 議長は、第13条の方針を踏まえて、議会として市長等への提言、要望等をはじめ、政策に反映させるよう努力しなければなりません。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、交換会の実施に関し必要な事項は、議長が議会広報広聴常任委員会に諮って定めるものとします。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行します。

附 則 (令和元年6月14日議会規程第1号)

この規程は、令和元年6月14日から施行します。

留萌市議会議長 様

団体等の名称

代表者住所

氏名

印

電話番号

「市民と議会の意見交換会」開催申込書

意見交換会の開催について、留萌市議会「市民と議会の意見交換会」実施規程第3条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会案件	案件の名称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)	
希望日時	第1希望	年 月 日 午前・後 時 分
	※第2・第3希望又はその他の条件等	
参加予定人数		
会場	※ 市役所（議会）以外の場所を希望する場合に記入してください。	
備考		

添付資料 ① 出席者名簿

② その他 ()

年 月 日

団体等の名称
代表者

様

留萌市議会 議長



「市民と議会の意見交換会」開催通知書

年 月 日付けで申込みのありました「市民と議会の意見交換会」の開催については、次のとおり決定しましたので、留萌市議会「市民と議会の意見交換会」実施規程第3条第3項の規定によりお知らせします。

意見交換会案件	
開催日時	
会場	
議会の出席予定者	
備考	

留萌市議会事務局

TEL : 0164-42-1907

FAX : 0164-43-6700

E-mail : rumoishigikai@basil.ocn.ne.jp